

別表（第9条第1項関係）

一般廃棄物処理手数料

手数料の種類	手数料を徴収する事務	手 数 料 の 額
ごみ処理手数料 (家庭系廃棄物)	生ごみ、燃やせるごみ、燃やせないごみ及び粗大ごみの処理	10キログラムにつき120円
ごみ処理手数料 (事業系廃棄物)		
ごみ処理手数料 (小動物の死体)	小動物の死体の処理	1キログラムにつき120円

備考

- 1 手数料の算定に当たって処理量に基礎単位未満の端数があるときは、これを基礎単位の量とみなして計算する。
- 2 生ごみ、燃やせるごみ、燃やせないごみ及び粗大ごみ並びに小動物の死体の分類については、組合長が別に定める。